

「生産性向上特別措置法」に基づく先端設備等導入について

1. 特例法の施行

平成 30 年 4 月のホットラインにて掲載いたしました固定資産税の特例に関して、平成 30 年 6 月 6 日に「生産性向上特別措置法」が施行されました。これに伴い、秋田市は平成 30 年 6 月 19 日付で国の同意を得た「導入促進基本計画」の設定要件を満たした「先端設備導入計画」を作成し、認定事業者認定された場合、生産性向上に資する償却資産に係る固定資産税を 3 年間ゼロとする予定となっています。

平成 30 年中に認定事業者認定されると平成 31 年の固定資産税の納税から適用となります。

2. 固定資産税の特例について

4 月のホットラインを参照してください。

3. 特例を受けるにあたっての条件

4 月のホットラインを参照してください。

4. 固定資産税の減免以外のメリット

1 の「先端設備導入計画」を提出した場合には、固定資産税の減免のほかに下記のような補助金審査で優先的に取り扱われる可能性があります。

[ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金](#)

[小規模事業者持続化補助金](#)

[戦略的基盤技術高度化支援事業補助金](#)

[サービス等生産性向上 IT 導入補助金](#)

5. 作成する先端設備等導入計画の主な要件

①計画期間	計画認定から3年間～5年間
②労働生産性	計画期間において基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること * 直近年度末において (営業利益+人件費+減価償却費) / 労働投入量 * * 労働者数又は (労働者数×1人当たり年就業時間)
③先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産販売活動の用に供される資産 (詳細は4月ホットライン参照)

④計画内容	a. 導入促進計画等に適合するものであること b. 先端設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの c. 認定経営革新支援機構において事前確認を行った計画であること
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

*固定資産税ゼロを導入する秋田県の市町村で7月3日現在確認等できるのは以下の市町村です。この他の市町村についても順次、方針が明らかにされるものと思われます。

秋田市・八峰町・由利本荘市・大館市・北秋田市・横手市

ハードルは高いと考えられますが、設備投資等の計画が具体化したときは、発注前にご相談ください。

(文責：工藤)